

電力需給業務仕様書

1. 概要

本業務は、神戸市環境局西クリーンセンターで発電した余剰電力について、自己託送制度を活用して神戸市環境局所管の施設23箇所に供給し、自己託送では不足する電力について、受注者が再生可能エネルギー100%電力で供給する（以下、「負荷追従電力」という。）ものである。

2. 需給対象施設

別紙4「需給対象施設一覧」のとおり

3. 需給設備の概要

別紙5「需給設備の概要」のとおり

4. 契約電力、予定使用電力量

別紙6「電力使用計画（令和6年度）」のとおり

5. 供給期間

令和6年4月1日0時から令和9年3月31日24時とする。

6. 供給期間中の各月の電力使用計画

別紙6「電力使用計画（令和6年度）」のとおり

7. 契約金額

単価契約とし、価格提案の見積書の単価とする。

8. 需給地点

別紙5「需給設備の概要」のとおり

9. 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じとする。

ただし、取引用計量装置は一般送配電事業者の所有とする。

10. 保安責任分界点

電気工作物の財産分界点と同じとする。

11. 供給の方法

第12項「自己託送に係る事項」に基づき、西クリーンセンターが供給する電力を自己託送するための運用支援を適正に行い、不足分については、再生可能エネルギー100%電力で供給するものとする。

12. 自己託送に係る事項

(1) 利用開始前手続き

受注者は、自己託送利用開始前に必要な申請手続きを行うものとする。また、受注者は、自己託送利用前手続きの関係で、令和6年4月1日に自己託送が利用出来ない場合、各施設で使用する電力全量を負荷追従電力で供給できるようにすること。

(2) 各種計画の提出

受注者は、本市に代わって電力広域的運営推進機関等へ必要な各種計画（発電販売計画や需要調達計画等）の提出を行い、責任をもってこれに係る運用を行う。

(3) インバランス料金の精算

受注者は、計画同時同量制度を達成するための需給管理を実施するとともに、同制度に基づくインバランスに係る料金（インバランス料金）について、本市に代わって一般送配電事業者と清算する。

(4) 託送料金の精算

受注者は、一般送配電事業者の各種約款に基づき、接続供給契約等における料金（託送料金）及びその他金銭債務（本市に起因し生ずる工事費負担等の金銭債務を除く。）を本市に代わって負担する。

(5) 自己託送計画値

自己託送における各種計画の値は、各施設の需給予測に基づいて算出するものとする。年間計画は、受注者から本市へ提出し、両者協議により確定するものとする。また、受注者は、月間計画を本市に事前に提出するものとし、両者協議により翌月の自己託送電力量を決定する。受注者は、本市へ提出する際は、加工可能な電子データ（例：Microsoft エクセル形式）にて、環境局施設課に電子メールで提出すること。

(6) 自己託送実績報告

受注者は、本業務における当月の実績報告を翌月末日までに提出すること。提出方法及び送付先は12(5)と同様とする。実績内容については、次の各項目を記載すること。但し、ウに関しては4半期毎の報告とする。

ア 各施設の自己託送計画電力量

イ 各施設の自己託送実績電力量及び金額

ウ 提案時の自己託送電力量との比較（提案時の自己託送電力量を達成できなかった場合は、その原因を分析し、分析結果の報告と運用改善策の提案を行う。）

(7) その他

受注者は、その他本事業を履行するために必要な全ての運用支援業務を行う。

13. 検針日及び計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

14. 電力量の検針方法

受注者の検針方法による。

15. 基準電力および自家発補給電力の使用電力量

基準電力は、自家発補給電力側の使用量を算定するために用いるもので、その算定は次のとおりとする。

算定期間 前3か月

基準電力＝基準期間の総使用量÷時間数

基準の使用電力量＝基準電力×自家発補給電力の使用時間

自家発補給使用電力量＝自家発補給電力使用時の総使用電力量－基準の使用電力量

ただし、当該基準電力の算定が不相当と認められる場合は、別途、本市及び受注者の両者による協議で定めるものとする。

なお、常時電力の総使用電力量は月間総使用電力量から自家発補給使用量を引いた値とする。

16. 力率

力率は、その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率とする。

単位は、%とし、小数点以下第1位を四捨五入する（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100%とする。）。平均力率の算定式は、次のとおり。

$$\text{平均力率（\%）} = \text{有効電力量} \div \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \times 100$$

17. 燃料費調整単価

当該地域の電力会社（旧一般電気事業者）が公表する単価とする。

18. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金 再生可能エネルギー発電促進賦課金 の単価を指し、経済産業省が定める単価とする。

19. 契約電力を超過した場合

契約電力が500kW以上の施設（※）において、その月に契約電力を超えて電気を使用した場合、受注者及び一般送配電事業者の送電線を使用して電気を託送により供給している場合は、当該一般送配電事業者の責めとなる理由による場合を除き、受注者の請求により契約超過金を支払う。

※契約電力が500kW未満の施設の場合、見積書作成の設定上の契約電力は、別紙6「電力使用計画（令和6年度）」とするが、供給開始後の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

20. 臨時精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、受注者は臨時精算金を請求することができるものとする。

なお、臨時精算金の算定は、電力需給契約書において定めるものとし、定めがない場合は、臨時精算金を請求することができない。

21. 支払方法

1月ごとに、受注者からの請求に基づき、当該請求書が適法であると認められる場合は、支払請求書を受領した日から30日以内に、その電気料金を支払うこととする。

なお、支払手続に日時を要するため、その月の検針日の翌日から10日以内を目途に、速やかに前月分の電気料金の請求を行うこと。

請求書の送付先は、別紙4「需給対象施設一覧」のとおりとする。

22. 料金の算定

(1) 料金の算定は1月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう。）の使用電力量により、次の計算方法で行う。

電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金

(2) 基本料金、電力量料金、及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定は、次のとおりとする。

ア 基本料金

常時電力基本料金単価（消費税及び地方消費税額を含む）×契約電力×（185%－力率）＋
自家発補給電力基本料金単価（消費税及び地方消費税額を含む）×契約電力×（185%－力率）
＋予備電力基本料金単価（消費税及び地方消費税額を含む）×契約電力含む）×契約電力

イ 電力量料金

負荷追従電力量料金単価（消費税及び地方消費税額を含む）×負荷追従使用電力量±燃料費調整単価（消費税及び地方消費税額を含む）×負荷追従使用電力量＋

自己託送電力量料金単価（消費税及び地方消費税額を含む）×自己託送電力量±燃料費調整単価（消費税及び地方消費税額を含む）×自己託送電力量

ウ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（消費税及び地方消費税を含む）×負荷追従使用電力量

(3) 基本料金単価、負荷追従電力料金単価、自己託送電力量料金単価については、価格提案に基づき作成した見積書の単価とする。

23. その他

(1) 供給実施に際しての条件等詳細については、電力需給契約書において定める。

(2) 契約期間中の年間電力量は予定使用電力量と同等し、年間における実績使用量が、予定使用電力量に対し、一定の水準に達しない場合でも電気料金の追加請求は行わないこと。

(3) 受注者は、各月の電気使用量（日別・時間帯別）を加工可能な電子データ（例：Microsoft Excel形式）にて、環境局施設課に電子メールで提出すること。

(4) 再生可能エネルギー100%電力とは、次のいずれか又は組合せによる環境価値を有するものが該当する。環境価値移転を確認出来る資料の提出方法等の詳細については、別途両者による協議で定めるものとする。

ア 非化石証書等を付けたFIT電力100%の電力（非化石証書等は、トラッキング付非化石証書（再エネ指定）、グリーン電力証書又はJ-クレジット（再エネ由来）をいう。）

イ 非FIT電力（再生可能エネルギー由来）100%の電力

(5) 翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、当該契約は

変更又は解除することができる。このとき本市に対し違約金、損害賠償金を請求することができない。